

議会運営委員会次第

令和3年6月15日（火）

午前10時開議

第3・4委員会室

- 1 令和3年第2回定例会の運営について
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 都市建設委員会の現場視察について
 - (4) 議事日程について
 - (5) 議会広報広聴特別委員会委員の選任について
 - (6) つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会委員の選任について
 - (7) 全国市議会議長会の表彰について
 - (8) 追加議案について
 - (9) 一般質問通告書について
 - (10) 請願・陳情について
 - (11) 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (12) 意見書の取り扱いについて
 - (13) 委員会傍聴について
 - (14) 流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - (15) 委員長報告の取り扱いについて
- 2 その他
 - (1) 流山市議会議員研修会について
 - (2) その他
- 3 本日の決定事項について

令和3年流山市議会第2回定例会会期日程表（案）

別紙1

令和3年6月 日提出

月 日	曜日	内 容	月 日	曜日	内 容
6月 17日	木	本会議 午後1時開議	26日	土	休 会（議案研究）
		1 会議録署名議員の指名	27日	日	
		2 会期の決定	28日	月	休 会（総務常任委員会）
		3 議案第45号から議案第59号 報告第3号から報告第11号 （議案上程・提案理由説明及び報告）	29日	火	休 会（教育福祉常任委員会）
		4 議会広報広聴特別委員会委員の選任 について	30日	水	休 会（市民経済常任委員会）
		5 つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺 特別委員会委員の選任について	7月 1日	木	休 会（都市建設常任委員会）
			2日	金	休 会（総合調整）
			3日	土	
			4日	日	
			5日	月	
6日	火				
18日	金	休 会（議案研究）	7日	水	本会議 午後1時開議
19日	土				1 議案・請願・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決）
20日	日				2 発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決）
21日	月				3 追加議案上程 （提案理由説明）
22日	火	本会議 午前10時開議			4 所管事務の継続調査について
23日	水	1 市政に関する一般質問			
24日	木	本会議 午前10時開議			
25日	金	1 市政に関する一般質問			
		2 議案第45号から議案第59号 （質疑・委員会付託）			
		3 千葉県後期高齢者医療広域連合議会 議員の選挙			
		4 請願・陳情の件 （委員会付託）			
		5 休会の件			

令和3年流山市議会第2回定例会日程表（第1号）

令和3年6月17日

午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第4号））

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第5号））

議案第47号 令和3年度流山市一般会計補正予算（第6号）

議案第48号 流山市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型））

議案第52号 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第57号 和解及び損害賠償の額の決定について

議案第58号 市道路線の認定について

議案第59号 市道路線の廃止について

(議案上程・提案理由説明)

報告第3号 継続費繰越計算書について(一般会計)

報告第4号 繰越明許費繰越計算書について(一般会計)

報告第5号 事故繰越し繰越計算書について(一般会計)

報告第6号 繰越明許費繰越計算書について(土地区画整理事業特別会計)

報告第7号 繰越計算書について(水道事業会計)

報告第8号 繰越計算書について(下水道事業会計)

報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

報告第11号 専決処分の報告について

(説明)

第4 議会広報広聴特別委員会委員の選任について

第5 つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会委員の選任について

第6 休会の件

令和3年流山市議会第2回定例会議案付託表

令和3年 月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第45号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第4号））
	議案第46号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第5号））
	議案第47号	令和3年度流山市一般会計補正予算（第6号）
	議案第48号	流山市市民投票条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第49号	流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第50号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第51号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車（CD-I型））
教育福祉委員会	議案第52号	流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第53号	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第54号	流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第55号	流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例及び流山市南流山児童センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

付託委員会名	議案番号	件名
教育福祉 委員会	議案第56号	和解及び損害賠償の額の決定について
都市建設 委員会	議案第57号	和解及び損害賠償の額の決定について
	議案第58号	市道路線の認定について
	議案第59号	市道路線の廃止について

議会広報広聴特別委員会委員名簿

令和3年6月 日現在

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
2番	大野 富生	9番	大塚 洋一
10番	野村 誠	16番	森田 洋一
19番	阿部 治正	21番	楠山 栄子
23番	中川 弘	25番	小田桐 仙

つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会委員名簿

令和3年6月 日現在

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1番	渡辺 仁二	3番	岡 明彦
15番	笠原 久恵	20番	中村 彰男
22番	藤井 俊行	23番	中川 弘
25番	小田 桐 仙		

令和3年第2回定例会

一般質問通告書

流山市議会

令和3年第2回定例会一般質問通告順

日付	順番	議員名	会派名	頁	提出時間
6 月 22 日	1	大塚 洋一	流政会	1~2	11日 8時30分
	2	野田 宏規	流政会	3	11日 8時30分
	3	笠原 久恵	流政会	4~5	11日 8時30分
	4	渡辺 仁二	流政会	6	11日 8時30分
	5	戸辺 滋	公明党	7	11日 8時30分
	6	青野 直	流政会	8~9	11日 8時30分
6 月 23 日	7	野村 誠	公明党	10	11日 8時30分
	8	阿部 治正		11~12	11日 8時30分
	9	森田 洋一		13	11日 8時30分
	10	近藤 美保	流政会	14	11日 8時39分
	11	石原 修治	流政会	15~16	11日 8時59分
6 月 24 日	12	小田桐 仙	日本共産党	17	11日10時36分
	13	乾 紳一郎	日本共産党	18~19	11日10時38分
	14	植田 和子	日本共産党	20	11日10時40分
	15	高橋 光	日本共産党	21	11日10時41分
	16	斉藤 真理	公明党	22	11日11時58分
6 月 25 日	17	岡 明彦	公明党	23	11日13時00分
	18	藤井 俊行	流山みらい	24	11日13時59分
	19	大野 富生		25	11日14時23分
	20	橋山 栄子	流山みらい	26	11日14時26分
	21	加藤 啓子	流山みらい	27	11日14時47分

質問事項	要 旨
<p>1 環境施策について</p>	<p>(1) 令和3年4月22日、日本政府は2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減する新目標を掲げた。また、令和3年5月26日に参議院本会議で「改正地球温暖化対策推進法」が成立し、来年4月に施行予定となった。このような国の動き、更に、令和2年度予算審査特別委員会での令和3年度一般会計予算に対する指摘・要望事項、議会全体の合意事項における「地球温暖化対策事業について、再生可能エネルギーの活用をさらに図られたい」を踏まえ、流山市の地球温暖化対策について、以下4点を問う。</p> <p>ア 流山市の「地球温暖化対策実行計画」は平成29年3月に第3期計画が策定されていることから、前述の動向を加味する必要があると考える。計画見直しに関して、当局は、どのように進める予定か。また、市民参加についてはどのような手段を考えているのか。</p> <p>イ 令和3年4月1日から流山市は市役所など市の47施設の電力調達が生再生可能エネルギーに100%転換したが、再生可能エネルギーのみで発電した電力を、複数施設で一括調達する取り組みの背景や効果をどのように考えているか。また、年間のCO2削減量は、化石燃料由来が主だった従来と比較してどの程度減少する見込みか。更に、今後の事業展開をどのように考えているのか。</p> <p>ウ 使用電力の再生エネルギー100%化宣言を表明し、共に行動を示していくイニシアティブである「再エネ100宣言RE Action」への参加を検討してはどうか。また、教育機関や医療機関、市内の民間企業にも参加を推奨し普及させることにより、脱炭素に関心を持つ団体が育つと考えるがどうか。</p> <p>エ 今回の流山市の再生可能エネルギー活用の取り組みや、地球温暖化防止活動を行っている団体の活動紹介、環境学習の事例等を「広報ながれやま」や市のホームページ等で広く市民に周知すると、流山市全体としての地球温暖化防止に取り組む機運を高めることができると考えるがどうか。</p>

2 公園・緑地の維持管理について

- (2) 市民が楽しみながら環境施策に興味を持ち、実践する取り組みについて、以下3点を問う。
- ア 令和3年5月12日付けの千葉日報新聞で「ブランコこいでスマホを充電。こぐことで発電する機能を備えたブランコが、柏市中心部の柏神社境内に登場した。スマートフォンへの充電設備があり、環境に負荷をかけず楽しみながら充電できるのが特徴。」との報道があった。子育て世代の多い流山市でも今後の遊具設置計画にこのようなブランコを検討すると良いと考えるがどうか。
- イ 令和3年4月29日付けの千葉日報新聞で「千葉市は28日、建設関連製品メーカー「長谷川工業」(本社・大阪市)と共同で、同社製の電動キックボードを使ったシェアリングサービス方式の実証実験を始めた。安全性や利用ニーズなどを検証して、新たな移動手段としての可能性を探る。」との報道があった。排ガスを出さず、環境にも優しく、街の回遊性向上が期待できる電動キックボードについて、調査・研究しても良いと考えるがどうか。
- ウ 市民の方々に楽しみながら、太陽光発電に関心を持ってもらえるよう、みどりを支える里山活動をしている方や、屋外でのアウトドア活動する方に、ソーラークッカーや、太陽光発電機などのエコグッズの紹介や、市での貸出をしてはどうか。
- (1) 5月11日の広報ながれやまの「まちのみどり」の特集において、流山市は「都心から一番近い森のまち」の実現に向けて、みどりの保全や緑化の推進を行っているとし、井崎市長からのメッセージとして「豊かな「みどり」を一緒に支えてみませんか」が掲載された。既に同一の趣旨で、現在の公園・緑地の維持管理において、団体や自治会と協定や委託を締結しているが、活動状況はどのようなものか。また、歩道側から安全に草取りや低木の管理ができる街路樹に関しても、事前の協定や委託の協議が整えば団体や自治会は作業できるようにするなど、このような仕組みを更に周知し、自分たちの地域は自分たちで良くしていこうという機運を高めると良いと考えるがどうか。

質問事項	要 旨
1 流山市立小中学校の運営について	<p>(1) 流山市立小中学校の校則等について、以下のとおり問う。</p> <p>ア 令和3年第1回定例会の市政に関する一般質問において、3月上旬には全ての学校の校則の見直しが完了する旨の答弁がなされたが、実際に変更が行われた校則はどのようなものがあったのか。</p> <p>イ 令和2年第4回定例会の市政に関する一般質問において、校則をホームページで公開することについては、学校ごとに判断される旨の答弁がなされたが、その後の国会において、校則を公開することの重要性も言及されており、文部科学省も前向きな姿勢を示しているため、今一度、本市においても、各校の校則の公開を推奨すべきと考えるがどうか。</p> <p>(2) 令和3年第1回臨時会の一般報告において、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との協定に基づく防犯カメラの設置についての報告を受けたが、これ以降の流山市立小中学校の防犯カメラの設置について、市はどのように考えているのか。</p> <p>(3) 令和元年第3回定例会での市政に関する一般質問等を受けて、流山市立小中学校のホームページをSchITポータルサイトでの運用に統一したことに関して、市は、その効果をどのように捉えているのか。</p>
2 本市におけるYouTubeの活用について	<p>(1) 令和2年度より、YouTubeの秘書広報課アカウントにおいて新型コロナウイルス感染症に関する「流山市長メッセージ」を配信していることについて、以下のとおり問う。</p> <p>ア 新型コロナウイルス感染症に関する情報配信に関してどのような経緯でYouTubeの活用が検討されたのか。</p> <p>イ 市はYouTubeによる情報配信の効果をどのように認識しているのか。</p> <p>ウ 今後は、市政全般に関わる定例の情報配信も、YouTubeを活用して行ってはどうか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 流山市の新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の予約について</p>	<p>(1) 5月24日より80歳以上の市民の方に対する新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の予約が始まり、現在65歳以上の高齢者接種の予約を受け付けている。現状認識と課題について問う。</p> <p>ア 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターの回線が6月1日より20回線から40回線に増設されたが、コールセンターに電話が繋がらないという状況を改善できているのか。</p> <p>イ 新型コロナウイルスワクチン接種の予約サイトについて、とても分かりづらいとの声が届いている。慣れない予約サイトでの操作が分からず、2回分の予約をせずに1回の予約で終えてしまったという声も届いている。予約サイトでの操作方法等について、全庁あげて周知徹底を行うべきと考えるがどうか。</p> <p>ウ 令和3年第1回定例会における私の市政に関する一般質問でLINEを活用した自治体用ワクチン接種予約システムについて伺ったが、その後LINEによる個人情報の漏洩といった不安が生じている。LINEを活用したワクチン接種の予約については現状どのように取り組んでいるのか。</p> <p>エ ワクチン接種について、一度に2回分の予約をしなければならない。どちらか1回でも受けられなかった場合、改めて予約を取らなければならないが、接種間隔内に予約が取れない場合はどう対応するのか。</p> <p>オ 医療機関の個別接種におけるキャンセルについて、当該医療機関の医師が代替りの接種者を探すと仄聞しているが、最初から何名かキャンセル待ちを予約システムに組み込むことはできないのか。</p> <p>カ ワクチン接種の予約について、特に高齢者のサポートを自主的に行なっている自治会や老人会があると仄聞しているが、自治会や流山市老人クラブ連合会、民生委員・児童委員及びケアマネジャーなどのサポートを行政として働きかけてはどうか。</p>
<p>2 流山市の新型コロナウイルスワクチン接種会場やその対応について</p>	<p>(1) 流山市においても新型コロナウイルスワクチン接種が始まったが、接種会場の設置やその対応について問う。</p> <p>ア 受付からワクチン接種の実施、そして15分間の待機状況について集団接種と個別接種ごとの接種者数の現状と副反応の発生状況はどうなっているのか。</p> <p>イ 接種会場における新型コロナウイルス感染症予防対策はどのように行っているか。</p>

3 運動公園周辺地区区
画整理事業の進捗につ
いて

- ウ 令和3年第1回定例会における私の市政に関する一般質問で伺った高齢者施設でのショートステイとデイサービス利用者のワクチン接種について、一部接種が可能と仄聞しているが、現状どのように取り組んでいるのか。
- エ 聴覚障害者や視覚障害者について集団接種が行われると仄聞しているが、手話通訳士や同行援護の配置については、市で行うのか。障害者団体に加入していない対象者にはどのように周知するのか。
- オ 東部地区にある向小金小学校の集団接種会場について熱中症対策の観点から7月以降は集団接種を実施しないと仄聞しているが、教室などのエアコンを利用した実施については検討したのか。
- カ 集団接種会場については行政の努力により、4箇所から10箇所に増えていることは評価するが、集団接種会場の広い駐車場や校庭などを活用し、旅行会社等のバスを接種会場として利用し、さらに接種できる枠を増やすことを検討してはどうか。
- キ ワクチン接種の際にご自身またはご家族等の送迎での移動が困難な高齢者や重度障害者の方が利用できるタクシー利用費助成制度の周知と利用状況についてはどうか。
- (1) 流山市ホームページに令和2年3月4日付けの事業計画変更について掲載されており、完成時期が平成35年3月31日から令和12年3月31日へ変更され、総事業費が745億円から887億円に変更された。当該事業内容について問う。
- ア 令和元年度一般会計決算審査特別委員会の指摘要望事項でも言及しているが、県との連携については問題ないか。また住民への説明について平成28年度以降、何回行ったのか。
- イ 本年3月13日に開催された説明会は大雨で会場に来られる方が少なかったため資料の回覧を要望したが、その後の状況についてはどうか。
- ウ 都市計画道路3・4・9号南流山名都借線が3月13日の大雨の浸水により通行止めとなったが、雨水浸水対策工事の進捗状況はどうか。
- エ 都市計画道路3・3・28号中駒木線の宮園自治会先の交差点が地盤の関係で凸凹となり、緊急の修繕工事を今月行ったと仄聞しているが、当交差点のその後の修繕についてのスケジュールはどうなっているのか。
- オ 都市計画道路3・4・11号野々下思井線は令和3年度夏開通予定であると令和2年10月27日開催のつくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会で説明があったが、その後の進捗状況はどうか。

質問事項	要 旨
1 二酸化炭素測定器の導入について	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策のひとつとして定期的な換気が大変有効であると言われている。換気を「見える化」し、さらなる感染予防対策を図る観点から二酸化炭素測定器を導入すべきと考える。そこで以下4点を問う。</p> <p>ア 流山市役所庁舎内及び市内公共施設で二酸化炭素測定器を設置しているところはあるか。また、そのように判断した根拠は何か。</p> <p>イ 流山市内の保育園、幼稚園及び小中学校に二酸化炭素測定器が設置されているところはあるか。</p> <p>ウ 市内飲食店の二酸化炭素測定器設置状況の把握及び設置の推進を行っているか。</p> <p>エ 二酸化炭素測定器の設置に対して助成を行うことで設置が促進されると考えるがどうか。また、既に設置済みの店舗や施設の状況を確認し、設置金額の一部を助成する市独自の制度を検討してみてはどうか。</p>
2 市内小中学校への生理用品の配備について	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮し、生理用品を買えない家庭があると聞く。防災備蓄品から支援団体を通じて生活困窮者へ配布しているが、小中学校へ登校している子どもたちがいつでも利用出来るように、学校のトイレに配備してはどうか。</p>
3 流山本町地域のまちづくりについて問う	<p>(1) 令和元年第4回定例会で行った私の市政に関する一般質問で社会資本整備総合交付金を活用して、流山本町周辺地区都市再生整備計画を本市総合計画に位置付け、整備計画を検討していくと答弁があったが、現在の進捗状況と今後の方針について問う。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 本市におけるひきこもり支援施策について</p>	<p>(1) 深刻化するひきこもりについては、これまでも市政に関する一般質問等で取り上げ、当事者およびその家族への支援策の充実を求めてきた。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従前より当事者およびその家族が社会的孤立状態に陥っている可能性が極めて高く、事態はより深刻化しているものと捉えている。そこで、本市におけるひきこもり支援施策について以下4点、当局の見解を問う。</p> <p>ア これまで、本市のひきこもり支援事業の一角を担ってきた、「特定非営利活動法人自立サポートネット流山」が、ひきこもり支援事業の一部を縮小したと仄聞しているが、その影響を当局はどのように捉えているのか。</p> <p>イ かねてより、ひきこもり状態であることを周囲が気付くことは難しいとされてきた。更に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人と人との交流機会が減少し、周囲からの発見がより困難を極めているものと懸念しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響をどのように捉えているのか。また、コロナ禍での相談件数はどのように推移しているのか。</p> <p>ウ 現在、策定中である第4期流山市地域福祉計画に、ひきこもりに関する支援について、どのように盛り込んでいくのか。</p> <p>エ ひきこもりの解消に向けては、当事者およびその家族をいかに孤立させないかが重要と考える。そこでまずは、より相談しやすい体制作りの一環として、厚生労働省が各自治体への設置を推奨している、行政の縦割りをなくした「断らない相談支援窓口」を設置することや、専門職による伴走型支援の充実を図る等、当事者およびその家族に寄り添った支援策を講じるべきと考えるが、当局の見解を問う。</p>
<p>2 本市の消防行政における現状と課題解決について</p>	<p>(1) 総務省消防庁の報告によると、令和2年4月1日時点で、消防吏員全体に対する女性消防吏員の占める割合は全国でおよそ3%に留まっており、消防分野における女性の更なる活躍の場を設けることが課題の一つとして挙げられている。この現状を踏まえ、以下2点について問う。</p> <p>ア 本市における女性消防吏員の人数および消防吏員全体に占める割合は、ここ数年どのように推移しているのか。</p> <p>イ 消防分野で女性が更に進出することへの利点について、当局はどのように考えているのか。</p> <p>(2) 野田市や柏市をはじめとする一部自治体において、日勤救急隊の運用を開始している自治体が見受けられる。これは、救急出動件数の多い日中の出動対応を補完すると共に、働き方改革の一環として、子育てや介護等により夜間勤務が難しい隊員にとっての受け皿になる側面も持ち合わせている。救急隊員の継続的な確保も踏まえ、本市においても日勤救急隊の運用について検討すべきと考えるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
1 本市財政運営に対する新型コロナウイルス感染症の影響について	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、義務教育施設の整備や、クリーンセンターの長寿命化、消防本部の移転等、大きな支出を伴う大規模事業が集中し、本市の財政は非常に厳しい状況にあると思われる。このような状況で、どのように財政運営をしていくのか。
2 全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動能力、運動習慣等調査の本市分析について	(1) 文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査は、全国の児童生徒の学力や学習状況を把握し、教育施策や授業の改善につなげること、学習環境や生活習慣を把握することを狙いとしており、本市としても、その結果を分析することは重要と考える。そこで、令和元年度に実施された同調査において、本市の小中学校の状況は、全国平均、千葉県平均と比較し、どのような結果であったのか。また、更に学力向上等を目指すためには、当該比較結果から課題をどう捉え、教育に反映するのか。 (2) スポーツ庁が実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査も、全国の児童生徒を対象として実施されているが、令和元年度の調査において、本市の小中学校の状況は、全国平均、千葉県平均と比較し、どのような結果であったのか。また、更に体力向上を目指すためには、当該比較結果から課題をどう捉え、教育に反映するのか。
3 学校施設の整備について	(1) 学校施設の大規模改修や設備機器の更新等については総合計画に位置付けられているが、本年5月に作成された令和3年度児童・生徒推計は、今後の流山市総合実施計画にどのように位置付けを考えていくのか。
4 流山本町の本市指定記念物とツーリズム推進について	(1) 流山市の発祥の地といわれる流山本町には、流山市指定記念物の史跡としてはわずか1件、小林一茶寄寓の地しかない。しかし、他の都市と比べても、決して文化的に価値が劣ることのない多くの史跡があると考えている。そこで、本市指定記念物の史跡とする要件とは何か。また、具体的には、次の7ヶ所も、本市指定記念物の史跡とすると値すると考えるが、見解を問う。

- ア 葛飾県・印旛県庁跡並びに田中藩本田家加村台御屋敷跡
- イ 印旛官員共立学舎跡(千葉大学教育学部並びに流山小学校発祥の地)
- ウ 天晴みりん発祥の地
- エ 万上みりん発祥の地
- オ 新選組近藤勇本陣跡
- カ 加村河岸並びに矢河原の渡し跡
- キ 流山河岸跡並びに丹後の渡し跡

- (2) 流山本町の史跡を掘り起こすこと及び本市指定記念物の史跡とすることは、ツーリズム推進の一助にもなると考える。そこで、ツーリズム推進部門としては、流山本町の観光資源としての史跡の掘り起こしをどのように取り組んでいるのか。また、ツーリズム推進部門から文化財担当部門に対して、史跡の掘り起こし及び本市指定記念物の史跡とすることについて、どのように連携を図っているのか。
- (3) 赤城山公園についても、ツーリズム推進の観点からは重要な位置を占めると考える。そこで、都市構造再編集集中支援事業の一つとして取り組まれている、赤城山公園周辺の環境整備についての今後の見通しについて問う。

質問事項	要 旨
1 本市におけるGIGAスクール構想の進捗について	<p>(1) 本市におけるGIGAスクール構想の具体的な取り組みや支援の状況について以下3点を問う。</p> <p>ア 本年4月からオンライン授業が始まっているが、現在の取り組み状況と課題は何か。</p> <p>イ 国際交流、学校間の交流など多様な人々との繋がりを実現するタブレットを活用した遠隔学習についてどのように取り組んでいるのか。また今後、海外の学校との交流学习等を取り入れることを検討してはどうか。</p> <p>ウ 本市の情報モラル教育にSNSの利用増加によるインターネット上での知り合った人とのトラブル発生やネット依存などの問題が示されているが、児童生徒に対してどのように指導されているのか。</p>
2 コロナ禍におけるトラブル防止策について	<p>(1) コロナ禍におけるマスクの着用は、社会トラブルに発展するなど、様々な課題がある。特に、感覚過敏などや、知的障がいの方には、大きな問題である。そこでマスクの着用が困難な状態にある方を第三者からの偏見から防ぎ理解を促すために、意思表示カードやバッジを希望者に配布したらどうか。</p>
3 ちば障害者等用駐車区画利用証制度について	<p>(1) 本年7月から、障害者用駐車区画の適正利用に向けた取り組みの一環として同制度が施行される。そこで以下2点について問う。</p> <p>ア 本市市役所の障がい者等駐車場の利用実態について問う</p> <p>イ 7月から施行される同制度の課題をどう捉え、解決していくのか。</p>
4 本市の防災対策について	<p>(1) 気象庁では、地方公共団体における気象防災業務支援のための取組等について、気象防災アドバイザーの活用について自治体に情報提供を行っている。近年、風水害が激甚化するなか、地方公共団体による適時、的確な防災対応が重要であり、本市においても導入の検討をしてはどうか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 東海第二原子力発電所の事故時の広域避難計画について</p>	<p>(1) 従来より原発事故時の避難所のスペースは一人当たり2平方メートルとされてきた。しかし2013年に茨城県下の避難所の収容人数が過大に算定されていることが明らかになり、2018年の再調査でもほとんど解消されていないことが問題となった。過大算定は広域避難の受け入れ側の千葉県下の自治体でも同様に行われており、5月1日付の大手新聞の記事は次のように報じた。「千葉県流山市は、市内にある小中高計11校に水戸市民約6,000人を受け入れる予定になっている。算定を見直した場合、避難所が不足する恐れがある。流山市の担当者は「すぐには再算定できないが、新型コロナウイルス感染症対策もあり、すべて見直さなければならない」と話す」。そこで、以下について問う。</p> <p>ア 水戸市との広域避難協定の締結について</p> <p>(ア) 過大算定など茨城県側の避難計画が是正されていないことが伝えられていながら、流山市はなぜ2019年11月に広域避難協定を結んだのか。協定締結の前提として、茨城県や水戸市など避難者送り出し自治体の広域避難計画の精査や見直しを求めるべきではなかったのか。</p> <p>(イ) 市民から、避難計画の空疎さや実効性の無さを指摘し、協定締結は真の人的対応とは言えないという批判もあったが、そのことを今どう受け止めるのか。</p> <p>イ 避難所の過大算定について</p> <p>(ア) 茨城県内自治体だけでなく、千葉県や流山市までが過大算定を行っていたことが明らかにされているが、流山市の過大算定の実態はどのようなものか。</p> <p>(イ) 1人当たり2平方メートルで避難所としての機能は十分に果たせるのか。</p> <p>(ウ) 今後の計画見直しは避けられないが、見直しをする際の1人当たりのスペースの基準などについてどのような考えで作業を進めるのか。千葉県当局が示す1人当たり有効建物面積4平方メートル、長期にわたる場合は8平方メートルの基準や、国際基準であるスフィア基準との整合性はどのように図るのか。</p> <p>ウ 地震、風水害、感染症などと原発事故が重なる複合災害への対応について</p> <p>(ア) 原発事故に関わる広域避難を受け入れる場合の範囲や限度はどうするのか。</p> <p>(イ) 拡大が必要となるスペースの確保、備品や機材などの確保はどうするのか。</p> <p>エ 茨城県や水戸市、国や千葉県などとの調整が前提となる課題について</p> <p>(ア) 放射能汚染のスクリーニングや汚染防護などに対する対策はどうするのか。</p> <p>(イ) 車での避難者に対する交通対策、駐車スペースなどの確保はどうするのか。</p>

2 新型コロナウイルスワクチンの接種について

- (ウ) 避難が長期化した場合、仮設住宅など避難所対策はどうするのか。
- (2) 本年3月18日に水戸地方裁判所が、避難計画やそれを実行する体制が整えられていないという理由で、東海第二原子力発電所の再稼働を認めないとする判決を下した。そこで次の事を問う。
- ア 流山市当局は、広域避難協定の当事者として、そもそも東海第二原子力発電所が事故を起こした場合、実効性ある避難計画の策定が可能であると考えているか。
- イ 避難計画の策定に疑義が寄せられる東海第二原子力発電所の再稼働に対して、広域避難に責任の一半を負う流山市当局は、再稼働反対の意思表示をすべきではないか。
- (1) 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築が急がれる中で、接種を行う看護従事者の不足を打開するために、国は期間・場所・従事者を限定した上で労働者派遣事業法の一部改正を行った。一時的、例外的措置であるがゆえに、慎重な運用が求められている。また新型コロナウイルスワクチン接種は自治体財政の上にも様々な負担を生じさせている。そこで以下の点を問う。
- ア 新型コロナウイルスワクチン接種に関連して、市が直接雇用した看護職員はいるか。また、その数、雇用形態や処遇はどのようなものか。
- イ 派遣事業者から派遣される看護従事者の現在の数、及び今後の見通しも含めての総数はどれくらいになると想定しているか。
- ウ 流山市における派遣事業者を通じた接種数と、それ以外の既存医療機関などを通じた接種数のそれぞれの見込みは、どうなっているか。
- エ 市の責任となっている派遣される看護従事者への事前研修は、どの様な体制の下で、どの様な内容の研修が行われているか。
- オ 流山市が派遣先事業者として負う労働者派遣制度上、及び各種労働法上の責任を果たすために、どの様な体制を組んでいるか。事業所や就業場所ごとの派遣先責任者の選任、労働日や労働時間等についての管理台帳の作成、苦情や相談に対処する体制の整備はどのようになされているか。
- カ 自宅療養となっている新型コロナウイルス感染者等へのサービス継続の意思表示をしている在宅・訪問介護事業者の数は何件か。また、それを前提とする在宅・訪問介護従事者への新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況はどうなっているか。
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関連して流山市が国から受ける国庫補助金や国庫負担金、流山市自身の負担額は現在どれくらいとなっているか。今後ワクチン接種を終えるまでの、それぞれの額の見通しはどれほどとなると予想しているか。

質問事項	要 旨
<p>1 既存路線バス減便課題と交通需要のあり方について問う</p>	<p>(1) 市内を走る既存の路線バスについては、減収の影響により、大きく減便する路線、最終の時刻を繰り上げる路線など市民生活に大変大きな支障をきたしている。特に、既存の3路線は、日中、3時間から4時間バスそのものが走らない、いわゆる空白の時間帯が発生し、最終の時刻も午後7時前後と、廃線に近い状況である。東初石1丁目、西初石1丁目、加6丁目と流山1丁目付近の在住者は、日常生活の足がない状態に近い。市としては、このような緊急事態を把握しているのか。まず、課題の共有ができているか確認する。</p> <p>(2) 一方で、ぐりーんバスについては、市の補填により減便を免れている。同じ税金を支払う市民にとって不公平ではないのか。既存路線バスを少なくとも減便前の状態にすることを市はバス会社に対して課題提起したのか。</p> <p>(3) 仮に、このままの状態が長期間継続すれば、市内の経済循環にも悪影響があることを認識し、早急に対策を考えるべきではないのか。</p> <p>(4) 駅勢圏を念頭に置いて、交通需要を検討することが多い。駅勢圏とは、駅にどんな鉄道がどれくらいの頻度で通り、利便性はどうかを考慮して、周辺の利用者層を把握して、駅の影響力を示すのに使われる概念である。ただ、交通需要を検討するにあたっては、急な坂道と平坦な道では異なることを考慮しているのか、疑問が残る面があり、絶対的な指標ではないと思うがどうか。</p>
<p>2 自然保護と生物多様性について人材育成面から問う</p>	<p>(1) 令和3年度流山市一般会計予算審査の答弁で、今後、調査員の育成にも力を入れていく旨の答弁があった。そこで、行政の職員についてもこの分野について見聞を広めるため、研修への参加、現地の視察、通信教育の活用などの機会を設けていくべきと考えるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
1 流山市の受動喫煙対策について	<p>(1) 平成30年7月25日に、受動喫煙の防止を目的とする健康増進法の一部を改正する法律が公布された。改正健康増進法の施行に伴い、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わった。また流山市においても令和2年3月に策定された流山市健康づくり支援計画にも、たばこ対策が掲げられている。たばこ対策の進捗と推進に向けて、以下4点問う。</p> <p>ア たばこが健康に及ぼす影響について、どのような啓発を実施したのか。啓発活動を効果的に行うために、禁煙外来治療費助成を行ってはどうか。</p> <p>イ 望まない受動喫煙をなくす「改正健康増進法」のルールを市民、事業者へ周知するために、どのような周知啓発を実施したのか。事業者には「流山市受動喫煙防止対策助成金制度」の案内を強化してはどうか。</p> <p>ウ コロナ禍で在宅勤務をする方が増える中で、路上喫煙者が増えている。市外からの来訪も多い駅前については、改正健康増進法の基準をクリアした高性能プラズマ脱臭機がある喫煙所の設置を検討してはどうか。</p> <p>エ 流山市はたばこ対策を担当する課が複数にまたがり、市民から見て分かりにくい。苦情窓口をワンストップにし、対応内容を統一すべきではないか。また市のホームページやLINEを活用した窓口の設置を検討してはどうか。</p>
2 学童保育の保育の質向上に向けて	<p>(1) 学童保育の保育の質向上に向けて、これまでも市政に関する一般質問等で取り上げ、提案を行ってきたが、実施状況について以下3点問う。</p> <p>ア 市職員、事業者経営層、学童支援員、補助員に対する研修強化策について</p> <p>イ 支援員会議、支援員の振り返りを目的とした自己評価シートの導入や保護者満足度アンケートの活用について</p> <p>ウ 児童の育ちを支える学童支援員と教員との関係づくりについて</p> <p>(2) 入所を検討する子どもの見学会を拒まれているケースがある。実施すべきではないか。</p> <p>(3) 専門人材として作業療法士の活用を検討してはどうか。</p> <p>(4) 民設学童クラブへの助成を訴えてきたが、研究進捗について問う。</p>

質問事項	要 旨
1 初石駅施設整備事業について	<p>(1) 初石駅東口の開設は、長きにわたり近隣住民や初石駅利用者から切望されてきたが、東武鉄道株式会社との協議において、事業に支障となる物件の移転協議に大幅な時間を要することが判明したことから、供用開始予定が令和5年当初から令和5年度中と変更となったことは誠に遺憾にたえない。更にコロナ禍の中、当該事業の先行きが不透明な状況にあると考え、下記4点について当局の見解を問う。</p> <p>ア 令和2年7月26日に初石公民館で開催された初石駅施設整備事業に係る意見交換会において、駅舎及び自由通路整備案の説明があったが、当時から既に移転物件の問題は発生すると認識していた。当該意見交換会から約1年が経とうとしているが、その後の移転協議の進捗はどうか。</p> <p>イ 東武鉄道株式会社との基本協定書はいつ頃締結される予定なのか。また、どのような内容を想定しているのか。</p> <p>ウ 基本設計は完成済みと認識しているが、実施設計の完成予定はいつ頃となるのか。</p> <p>エ コロナ禍の中、市民への状況報告や意見交換会が滞っており市民が蚊帳の外にされるのではと心配する意見も出てきている。市民への状況報告や周知の方法等情報発信のあり方と市民の意見の取り込みはどのように考えているのか。</p>
2 自治会との連携について	<p>(1) 令和2年第3回定例会において、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会と市との連携について、オンライン化や市と自治会の連携ツール、システムの構築等の一般質問を行ったが、その後の研究・検討状況の確認も含め、再度、自治会の連携ツール、システムの構築等、以下3点について当局の見解を問う。</p> <p>ア 電子回覧板の導入については、「電子回覧板の導入を検討」「導入を希望する自治会を調査」との答弁であった。その後、調査研究を進め検討をされたのか。また、地域SNSアプリなどの活用は検討され、方向性を見出すことはできたのか。</p> <p>イ 行政手続き等は脱印鑑の方向性だが、自治会から提出される書類等については、印鑑が必要なのかどうかの精査、見直しはされたのか。</p> <p>ウ 自治会と市の連携において「先行事例を研究」との答弁であったが、良い先行事例はあったのか。また、どのようなシステムの構築が有用であると検討されたのか。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自治会活動も</p>

3 流山スポーツフィールドの再整備について

自粛等を余儀なくされている中、令和3年1月15日から2月19日にかけて、自治会組織や運営などの様々な課題や活動の状況、更に今回はICT（情報通信技術）の活用状況を把握すると共に、自治会活動の情報共有の意向等に関する自治会アンケート調査が実施された。そこで、アンケート調査結果から各自治会におけるICT機器の活用状況及びICT活用に対する意識やニーズ等をどのように捉え、そこから見える課題と今後の方向性について、当局の見解を問う。

- (1) 流山スポーツフィールドは平成30年4月1日から市民に開放され、サッカーを中心に多くの競技団体が利用している。そのスポーツフィールドの外周には約15,700本もの樹木が植栽されたが、当初の植栽の目的はどのようなものだったのか。また面積に対する植栽数の目安はあったのか。
 - (2) 流山スポーツフィールドの外周通路を利用して、ジョギングができる場所として、通路に距離表示することはできないか、当局の見解を問う。
 - (3) 流山スポーツフィールドC面の再整備について、令和元年第4回定例会にて一般質問を行ったが、担当部局からは「安全に利用できるようグラウンドの改善を行ったが、もともと調整池機能を持つサブグラウンドとして整備したもので、水はけが悪く、他のグラウンドのように雨天後翌日のプレーはできず、水が引くまで数日かかる状況と認識している。今後はC面の水はけについて改善できるか検討し、快適にスポーツフィールドを利用いただけるよう努めていく。」との答弁があった。しかし、現状は改善されていない状況であると判断している。そこで再度、答弁にあった「快適にスポーツフィールドを利用いただけるよう努めていく」との主旨に沿ったC面の再整備について当局の見解を問う。
- ア 平成30年度決算審査時に、平成30年度の休日稼働率はA面が66.7%、B面は61.3%でC面は33.5%と答弁がり、C面の利用率の低さが浮き彫りとなった。では、令和元年度及び令和2年度の休日稼働率はどのくらいであったのか、また、ABC面の稼働率の差は何によるものと考えるか。また、C面についてはどのような競技団体が利用しているのか。
- イ 令和元年度、令和2年度に再整備した内容はどのようなものだったのか。また、その成果はどうだったのか。
- ウ 令和3年度の再整備はどのような計画を予定しているのか。

質問事項	要 旨
<p>1 市長の政治姿勢について</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の世界的パンデミックの中、現時点で、第204回通常国会は6月16日で閉会し、その後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は期限の20日を迎え、さらに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、7月23日から9月5日まで実施される予定である。国会の果たすべき役割について、市長の見解を問う。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種について、安全かつ迅速な接種をさらに加速化させるために、トップの政治的判断や取り組み姿勢が問われているが、市長の見解を問う。</p> <p>(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会について ア 準備や事前キャンプ、歓迎式典、パブリックビューイングについて問う。 イ 市内小中学校児童・生徒の競技観戦について問う。</p>
<p>2 新型コロナウイルス感染症対策について</p>	<p>(1) 昨年2月19日、本市の新型コロナウイルス感染症対策連絡会議が設置されて以降、保健センターの健康増進課を中心に感染症対策やワクチン接種への対応、定額給付金等の支給事業や流山市テイクアウト・デリバリー応援事業等、市職員の負荷増大及び残業時間の拡大を大変懸念しているが、実態把握と改善策について問う。</p> <p>(2) 変異株の感染拡大を受け、最低でも医療、介護、福祉、保育、学校、市役所各窓口など市民生活の基盤的職場に対し、希望する職員へのPCR検査又は抗原検査が受けられるよう対策を充実すべきだがどうか。また、新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況、数ヶ月毎に起きる新型コロナウイルスの変異の状況を考慮すれば、必要とする市民が早期に検査を受けられるようPCR検査補助等、検査体制の拡大へさらに踏み出すべきではないか。</p> <p>(3) 人口の大幅急増により、「人口20万都市」となった本市で、感染症対策・新型コロナウイルスワクチン接種に大奮闘された市内の保健・医療体制の強化策について問う。</p>

質問事項	要 旨
1 教育行政について	<p>(1) 南流山小学校区の新設小学校開設と旧東洋学園大学流山キャンパスへの南流山中学校移転計画について以下3点を問う。</p> <p>ア 令和3年度児童・生徒数推計及び想定値が発表されたが、南流山小学校及び南流山中学校の予測について、どう分析しているのか。</p> <p>イ 南流山中学校の移転計画について、「保護者や地域住民の意見を聞くことなしに「決定だ」と押しつけてくる」との批判もあるが、関係する住民との合意は得られたと考えているのか。</p> <p>ウ 南流山中学校は、令和9年には1,000人を超す過大規模校になることが想定される。旧東洋学園大学のキャンパスを最大限生かして、充実した教育環境を準備することが、市と教育委員会に課せられた責任と考えるがどうか。</p>
2 環境問題について	<p>(1) 昨年10月、菅首相は2050年の温室効果ガスの排出実績ゼロ（カーボンニュートラル）を宣言し、さらに、今年4月には、2030年度に温室効果ガスを46%削減（2013年度比）するとの新たな地球温暖化対策の目標を表明した。政府が脱炭素に向けて動き始めた中で、脱炭素に向けた流山市の取り組みをどのように前進させていくのか、以下3点を問う。</p> <p>ア 地球温暖化による気候変動により、高温やスーパー台風など既にわが国にも大きな影響が出ているが、現在の気候危機ともいえる状況を市長はどう認識しているのか。また、流山市として、「気候非常事態宣言」や2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明すべきと考えるがどうか。</p> <p>イ 「パリ協定」をめぐる国際情勢の変化や政府の政策変更を受け、流山市の環境基本計画（平成27年）や「流山市地球温暖化対策実行計画」（平成29年）を見直し、さらには「(仮称)流山市地球温暖化対策条例」の策定を検討すべきではないか。また、具体策として、脱炭素を推進する施策をどのように打ち出していくのか。</p>

ウ 「ストップ温暖化！流山プラン」では緑地保全・都市緑化による二酸化炭素吸収対策を重点施策としているが、630ヘクタールもの土地区画整理事業など開発事業による自然破壊は二酸化炭素吸収に逆行し、心を痛める市民も多い。つくばエクスプレス沿線開発がスタートした平成12年度に比べて、本市の緑被率はどう変化しているのか。また、県施行運動公園周辺地区の開発や東部地域の開発行為でさらに緑地消失が危惧されるが、現在把握している緑地消失の実態はどうか。

(2) 平成16年4月の流山市クリーンセンターの稼働により、それまでの清美園を中心としたごみ行政から大きく変化した。16年を経た現在、中心となるごみ焼却施設の長寿命化が大きな課題となっている。さらに、建設当時の将来人口予測を上回る人口増加の中で、1人当たりのごみ発生量の削減だけでなく、ごみ全体量の発生抑制・減量化をすすめていくことが重要である。そこで、脱炭素社会の時代にふさわしい廃棄物行政をどう推進していくのかについて以下3点を問う。

ア 本年3月末に策定された「流山市クリーンセンター長寿命化総合計画」では、ごみ焼却施設の長寿命化の方法、将来ごみ量予測、事業費などどうなっているのか。また、施設の老朽化以外に、ごみ焼却施設の稼働における課題をどう整理しているのか。

イ 本市ではクリーンセンターやリサイクルプラザ・リサイクル館を拠点に、分別・資源化に取り組んできたが、近隣自治体と比較して、家庭ごみ一人当たりのごみ発生量はどうか。家庭ごみの収集と資源化における現在の課題はなにか。

ウ 指定ごみ袋制の導入にむけ住民説明会をすすめてきたが、昨年9月のパブリックコメントで約8割の意見が批判的だった市民の反応・意見に変化は見られるのか。全市民の合意が得られていると認識しているのか。行政による指定ごみ袋の一方的な押しつけにならないよう、来年4月からの本格実施は延期すべきと考えるがどうか。

質問事項	要 旨
1 保育所の量と質の確保について	<p>(1) 保育所の数は市内全域で、偏りなく充足しているか。</p> <p>(2) 保育の質の向上には保育士の確保が不可欠であるが、政府の「新子育て安心プラン」は「短時間勤務保育士の活躍促進」を打ち出している。例えば、保育士全員が短時間勤務保育士になるような事態は避けるべきではないか。</p>
2 コロナ禍で困窮する女性・子どもの支援対策とジェンダー平等社会実現について	<p>(1) コロナ禍で差別・格差が拡大しているという認識はあるか。</p> <p>(2) 流山市内でもDVが増えている傾向にあるなど、様々な性的被害・差別があるが、被害者の痛みに寄り添う支援対策は確立されているか。</p> <p>(3) 社会的に大きな問題となっている「生理の貧困」は深刻であり、市としても女性への支援が必要と考えるがどうか。</p> <p>(4) 流山市の諸方針決定の場への女性参加や、女性幹部を増やすことへの計画について問う。</p>
3 難聴者への支援について	<p>(1) 補聴器購入費への助成措置を実施する自治体が増えつつある。流山市においても実態調査を行うことを土台に、現行制度に加え、さらに拡充する方向へ踏み出すべきと考えるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
1 ヤングケアラーに対する支援の拡充について	<p>(1) 2020年12月から2021年1月にかけて中高生を対象とした初めての全国調査が行われたが、実態調査についての市の見解を問う。</p> <p>(2) 市のヤングケアラーの現状についてどの程度把握しているか。</p> <p>(3) ヤングケアラーの支援に向けた体制整備、相談窓口の明確化が必要と考えるがどうか。</p>
2 ゆきとどいた学校教育について	<p>(1) 小学校における35人学級の実施について、2021年度の小学校2年生から実施され、教育の充実へ一歩前進したが、流山市での実施状況と今後の課題について問う。</p> <p>(2) 流山市の教職員の未配置の問題について、解決するには正規職員の増員を県に強く要望していくべきと考えるがどうか。</p>
3 熱中症から命を守る制度について	<p>(1) 地球温暖化によって熱中症で亡くなる方が増え、深刻な事態となっている。エアコン購入費・設置費と電気代の助成が必要と考えるがどうか。</p>
4 松ヶ丘散策の森の保存について	<p>(1) 「松ヶ丘ふるさと公園」が伐採され、隣接する「松ヶ丘散策の森」の保存を求める地域住民からの声を耳にするが、今後の市の方針について見解を問う。</p>

質問事項	要 旨
1 市民サービス向上の取り組みについて	<p>(1) 家族が亡くなった際に遺族が行う各種手続きについては、市役所の複数の窓口での手続きが必要となる等、遺族にとって大きな負担となっており、負担軽減を望む声が多くあったことから、手続きをワンストップで担う、「おくやみ相談窓口」の設置と、「おくやみハンドブック」の作成を求めてきた。そこで、令和2年第3回定例会における私の市政に関する一般質問への答弁を踏まえ、以下の2点について問う。</p> <p>ア 「おくやみ相談窓口」については、先進地の情報収集と共に、関係各課と連携協議していく旨の答弁があったが、その後の進捗状況はどのようになっているのか。</p> <p>イ 「おくやみハンドブック」については、ご遺族がよりスムーズに安心して各種届出ができるよう、記載内容のさらなる充実を図っていく旨の答弁があったが、その後の進捗状況はどのようになっているのか。</p>
2 コロナ禍における女性の負担軽減策について	<p>(1) 女性にとって必需品である生理用品を、経済的理由から購入することが困難な女性がいる問題は、「生理の貧困」と呼ばれ、コロナ禍で顕在化した。このことを受け公明党流山市議団として、本年3月30日井崎市長に対し、コロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望書を提出した。このことを踏まえ、以下の3点について問う。</p> <p>ア 本市の防災備蓄品として備蓄している生理用品の一部を、くらしサポートセンター「ユーマット」を通じ、購入することが困難な女性に配布する事となったが、周知が不十分なため必要な方に情報が届いていないと聞く。必要な方の元に届けるためには、更なる周知が必要と考えるがどうか。また、配布窓口の拡充を図るべきと考えるが、当局の見解を問う。</p> <p>イ 現在、市内の各小中学校で、生理用品を必要とする生徒に対し各校の保健室にて配布していると仄聞している。しかし、様々な事情で生理用品を必要としていても、都度、保健室に生理用品を取りに行くことに抵抗感があると聞く。そこで、市内各小中学校の女子トイレに必要な生徒が気兼ねなく利用できるよう、生理用品を常備すべきと考えるがどうか。</p> <p>ウ 生理用品の無償提供については、今後も継続的な支援とするために、国が新たに創設した地域女性活躍推進交付金を積極的に活用すべきと考えるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
1 コロナ禍における心のケアについて	<p>(1) コロナ禍で我々の生活は大きく様変わりし、ストレスや不安を抱えながら日々生活している人は多く、コロナうつと呼ばれる状態になる人が全国的に増加している。厚生労働省が令和2年9月に実施した、新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査では、7割以上の方が何らかの不安を抱えているとの報告がなされた。また、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の低迷等の理由により、自殺者が増加傾向にあることも大いに懸念される。これらの状況を踏まえ、以下2点について問う。</p> <p>ア コロナ禍におけるうつ病等の精神疾患や、メンタルヘルスについての相談件数はどのように推移しているか。また、主な相談内容はどのような内容であるのか。</p> <p>イ 厚生労働省では、メンタルヘルスに関する正しい知識を普及するとの観点から、メンタルヘルスファーストエイドの考え方にに基づき、周囲の身近な人が心のサポーターとして、心の問題を抱える人を支援する仕組みである「心のサポーター養成事業」の普及促進に取り組んでいる。そこで、本市においても、同事業について広く市民に周知していくべきと考えるがどうか。</p>
2 化学物質過敏症および香害対策について	<p>(1) かねてより、衣料用柔軟剤や化粧品等に人工的な香料を加えた商品が数多く販売されている。しかし、その香料に含まれる化学物質によって頭痛や吐き気、めまい等の症状を起こす人がおり、重度の場合は仕事や家事等の日常生活に支障をきたし、健康被害をもたらす事例がある等、当事者にとっては極めて深刻な問題となっている。このように、化学物質の影響で何らかの変調をきたすことを化学物質過敏症と言い、発症するとごくわずかな化学物質に対しても敏感な状態になると言われている。また、香料によって何らかの害をもたらされることは香害（こうがい）と言われ、一部の自治体では、化学物質過敏症の方への配慮や、香害対策に乗り出す自治体も見受けられる。これらの状況を踏まえ、以下2点について問う。</p> <p>ア これまで、化学物質過敏症や香害に関し、市民からどのような相談があったのか。また、国や県への相談件数が増加傾向であると仄聞しているが、国や県との連携は図られているか。</p> <p>イ 化学物質過敏症の発症者にとっては、健康被害が深刻であることと併せ、周囲の無理解に苦しむ人も多いと言われている。その解消策として、一部先進自治体では、化学物質過敏症や香害に関するポスターやチラシ等を作成し、周知啓発に乗り出した自治体も見受けられる。本市においても香害に苦しむ方への対策に乗り出すべきと考えるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
1 土木行政におけるSDGsの取り組みについて	<p>(1) 平成27年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な開発目標（SDGs）の達成に寄与するために、各自治体において、その要素を最大限に反映し、各政策が推進されている。そこで、流山市の土木行政全般における取り組みについて以下を問う。</p> <p>ア 持続可能なインフラストラクチャーの整備を進めるために、これまで流山市はどのような取り組みを実施してきたのか。先進的な資機材の活用も含めて問う。</p>
2 市民の移動支援について	<p>(1) 令和3年3月に流山市内を走る路線バスのダイヤ改正が行われ、便数が大幅に減少することとなったが、当局はどのように捉えているのか。</p> <p>(2) 減便による支障により移動困難者が増えているが本市として支援策を打ち出すべきと考える。以下について問う。</p> <p>ア 民間バスの減便や廃線を回避するために、利用促進を促す広報を積極的に展開していくべきと考えるがどうか。</p>
3 新型コロナウイルスワクチン接種について	<p>(1) 新型コロナウイルスワクチン接種の予診票が、本市でも年齢別に順次発送され接種が進んでいる。6月8日の全員協議会で議会に現状について説明があったが、多くの市民も関心の高い項目であるため、わかりやすく明確に市民に示していくべきと考える。そこで、以下3点について問う。</p> <p>ア 菅内閣総理大臣は、7月末までに高齢者の接種を終わらせるとしている。また、10月もしくは11月中旬に希望する全ての人に接種が完了できると表明しているが、本市の対応状況はどのようになっているのか問う。</p> <p>イ コールセンターの繋がりにくさの改善やインターネットでの申し込みが、高齢者には難しいと多くの市民から問題提起がされているが、担当部局としてどのように分析し、今後の対応に生かしていこうと考えているのか。</p> <p>ウ 近隣市と実施方法が大きく異なっているが、本市の方法はベストであると考えているのか。</p> <p>エ 多くの来庁者に対応する市職員や会計年度任用職員へのワクチン接種について、どのように対応していこうと考えているのか。</p>

質問事項	要 旨
1 広報ながれやま新聞折込業務委託事業について	<p>(1) 令和3年度における広報ながれやまの新聞折込委託事業者の選定について、令和2年度に引き続き同じ広告代理店との契約になったが、内容について不自然な点が複数あるので、以下4点について問う。</p> <p>ア 令和3年度の当該契約にあたり、入札には何社参加したのか。また、流山市内の事業者は参加したのか。</p> <p>イ 広報ながれやまの新聞折込委託事業で、柏市の代理店が事業を一手に引き受けている状態は何年前から続いているのか。</p> <p>ウ 単価契約の為、流山市ホームページ上では委託部数が公開されていないが、特別な理由が有るのか。</p> <p>エ 令和3年度、当該委託契約における直近の委託部数及び、広告代理店から報告される完了報告書上の部数は何部か。</p> <p>(2) 広報紙の配布を新聞折込に依存する現状では、情報の到達する世代に偏りが生じていると考える。そこで以下2点を問う。</p> <p>ア 広報ながれやまは、携帯電話用無料アプリである「マチイロ」に対応しているが、そのことを市民に向けてさらに周知するべきではないか。</p> <p>イ 保健だより及び水道だよりについても、同様に携帯電話用無料アプリ「マチイロ」に対応するべきではないか。</p>
2 日本赤十字社の献血事業への協力について	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症拡大によって、献血者が減り、一部では医療機関からの要請に対して献血量が間に合わない状況にある。市内での献血事業と、流山市の取り組みについて以下2点を問う。</p> <p>ア 流山市役所及びおおたかの森ホール等、市内への献血バスの配車状況と、献血者の実績を把握しているのか。</p> <p>イ 医療機関からの要請に応えるためには、より多くの市民が献血に協力するのが理想と考える。一度も献血したことのない市民、特に10代・20代の若年層に向けた広報活動が重要になると考えるがどうか。</p>

質問事項	要 旨
1 成年後見利用支援事業について	<p>(1) 令和3年4月より、市の委託により、流山市社会福祉協議会が中核機関として、「流山市成年後見推進センター」を設立したことは大いに評価されるべきと考える。そこで以下に問う。</p> <p>ア 中核機関設置により期待される効果は何か。</p> <p>イ これまで市が実施してきた成年後見利用支援事業と中核機関としての事業はどのような点で役割の違いがあるのか。</p> <p>ウ 成年後見推進センターの今年度の予定はどうか。また、地域連携ネットワークの構築を予定していると思うが、このスケジュールの詳細はどうなっているのか。また、対象団体はどこを予定しているか。</p> <p>(2) 平成29年厚生労働省通知のガイドラインで、「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安があるものへの金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方」を市町村地域福祉計画に盛り込むべきと示されているが、令和4年度改定予定の流山市地域福祉計画にどのように反映していくのか。</p>
2 コロナ禍における学校図書館利用について	<p>(1) コロナ禍において、学校図書館はどのような環境で運営が行われたのか。また、貸出冊数の利用状況に変化はあったのか。</p>

質問事項	要 旨
<p>1 8050問題としても取り上げられる「ひきこもり」問題の課題解決について</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響で以前にもまして家にひきこもる人が増えてきていると思われるが、その実態はあまり把握されていない。高齢者がひきこもることにより、足腰の衰えやコミュニケーション不足による、老化の加速等が問題視されている。さらには本来日本のGDPの成長に寄与しているだろう若者の引きこもりも年々増えており、国でもその課題を洗い出し、解決に向けて提言がまとめられている。そこで、以下を問う。</p> <p>ア 流山市におけるひきこもりの相談窓口はどこの部署が担当し、市内の実態についてはどのような調査により、どの程度を把握しているか。特に年齢別、地域別等の把握はできているのか。</p> <p>イ ひきこもりの原因や年齢層はさまざまであり、支援につながるための多様なアクセスをどのように構築したのか。特に、支援に関わる地域資源の開拓と周知、支援が必要な方へのアプローチ手法や相談窓口の敷居を低くする方策はどうか。</p> <p>ウ ひきこもり当事者の意向に沿った支援や、多様な働き方を念頭に入れた、就労だけをゴールとしない多様な支援の選択肢の中心となる「居場所づくり」をどう推進していくのか。</p> <p>エ ひきこもり状態を経験した方やそのご家族が支援に関わる体制や精神科医療を含めた支援体制の構築についてはどう整備していくのか。</p>
<p>2 住み続ける価値の高いまちづくりについて</p>	<p>(1) 流山市は「住み続ける価値の高いまちづくりを目指し、2020年国勢調査では人口増加率が前回の調査に比較して約15%増と県内自治体の中でも第1位という成果をあげている。総合計画が令和2年4月からスタートして1年が経ったが、新型コロナウイルス感染症の影響で働き方のスタイルにも変化が生じ、取りやめとなった事業など計画を修正しての始まりであった。新市街地地区の開発が終盤に入っている現在、市長の目指す良質なまちづくりについて、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、以下を問う。</p> <p>ア 良質なまちづくりについて、今年度力をいれている事業にはどのようなものがあるか。</p> <p>イ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業計画にどのような影響があったか。</p> <p>ウ 市内北部、中部、南部、東部のそれぞれの地域における課題をどう捉え、解決する予定であるか。</p> <p>エ 人口増の背景にはどのようなメリットとデメリットがあると考えているか。</p>

ワクチン休暇など接種促進に向けた雇用環境の整備を求める意見書

河野行政改革担当大臣は、今年5月日本経済団体連合会と会談し、新型コロナウイルスワクチン接種を働く人が接種しやすい環境を整えるために、産業医による職場での接種を行い、可能であれば周辺住民にも接種することや、「ワクチン休暇」を導入することなどの検討を要請し、日本経済団体連合会も最大限協力する意向を示した。

また山梨県では、県独自の「新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金」を創設し、休業中、給与、事業所得、休業手当、傷病手当金等公的な給付金がある方や有給休暇を取得した方以外の労働者及び個人事業主へ1日4千円を支給するなど、接種加速化へ支援を強めている。そこで、下記のことを要請する。

記

- 1 確実に正確なワクチンの供給量と配送時期のロードマップ（行程表）を自治体や産業医等に早期に示すこと。
 - 2 新型コロナウイルスワクチン接種を促進する立場から、事業規模を問わず、接種のための特別休暇が取得できるよう政府や千葉県として支援等行うこと。
 - 3 ワクチン接種を受けた人で発熱・頭痛・倦怠感などにより休暇した場合、「労災適用になる」との国会答弁や考え方を多くの国民や県民、各事業所へ周知・広報すること。
 - 4 非正規雇用労働者に対しては、国の責任で接種後の特別休暇制度を有給で設けること。また千葉県独自に「ワクチン副反応休業助成金」を創設し、県民の労働環境をサポートすること。
 - 5 ワクチン接種は任意であり、接種していない人への差別、職場や学校での不利益な取り扱いは許されないことも周知すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
行政改革担当大臣
千葉県知事

様
様
様
様
様
様
様
様
様
様
様

千葉県流山市議会

新型コロナウイルスワクチン接種加速化に向けた支援継続を求める 意見書

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の加速化が進んでいる。しかし、この取り組みを後押ししている政府の支援策の一部が、「高齢者への予防接種促進のため」とし、8月以降は未確定である。

また、本市で取り組む常設型集団接種施設に対する国庫補助金「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金」の交付期限は9月末を目安とし、「必要な対応」は約束しつつも、新たな補正予算の具体的指示も現時点ではなく、不確定要素が多い。

対象年齢で、希望する全国民を視野に入れた安全で迅速な接種体制を構築することは国の責務であり、菅首相も6月9日国会で、「10月から11月にかけて希望する国民すべてに終わることも実現したい」と答弁した。

そこで政府に対し、安全で迅速なワクチン接種の加速化へ、現行支援体制を堅持し、必要に応じさらなる強化ときめ細やかな対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

2021年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様
経済再生担当	様
行政改革担当大臣	様

千葉県流山市議会

インボイス制度の実施延期を求める意見書

消費税法におけるインボイス制度は、インボイス（適格請求書等）と呼ばれる伝票（請求書や領収書）をもとに消費税の納税額を計算する仕組みで、税務署から登録番号を記載したインボイスを取引が発生する毎に交付する制度である。

平成28年度税制改正法案において可決し、本来であれば令和3年4月より実施予定であったが、消費税率の引き上げ時期延長の影響により、令和5年10月から実施するため、今年10月から登録申請の受付が始まる。

しかし昨年10月、日本商工会議所が公表した「中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査結果」によると、課税事業者の約2割が「免税事業者との取引は（一切または一部）行わない」と免税事業者との取引を見直す意向を示している。また、新型コロナウイルスの影響もあり、約7割の事業者がインボイス制度導入に向けて特段の準備を行っていない。

また日本税理士会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会などもコロナ禍への対応に追われる各事業者にとって、大きな負担となることを強く懸念している。

そこで政府に対し、長期化するコロナ禍や社会経済情勢のもと、新たな過重負担を招くインボイス制度の実施は、延期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
法務大臣	様
経済産業大臣	様
経済再生担当大臣	様

千葉県流山市議会

国会超党派で作成した「LGBT理解増進法案」早期制定等を求める意見書

「LGBT（性的少数者）に関する課題を考える議員連盟」（会長・馳浩自由民主党政調会長代理）は5月14日、LGBTへの差別を許さないと明記した法案を作成した。

法案は、性的指向および性自認の多様性など、LGBTに対する国民の理解を促す理念法と位置付けている。

しかしながら、第204回国会への提出が見送られた。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を直前に控え、オリンピック憲章「オリンピズムの根本原則」第6項「このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」という規定に反する事態は、世界的にも恥ずべき行為であり、これまでの超党派による努力が実らなかったことは非常に残念である。ましてや、性的少数者の体験してきた厳しい実態を少しでも解決する道筋が絶たれるようなことは、絶対にあってはならない。

よって、国会及び政府に対し、国会超党派で作成した「LGBT理解増進法案」について、早期の国会提出及び制定を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
法務大臣	様
一億総活躍担当大臣	様
女性活躍担当大臣	様

千葉県流山市議会

幕張メッセで開催される「武器見本市」の中止を求める意見書

千葉県が出資し、千葉県知事が特別顧問職を務めている幕張メッセでは、2022年1月26～28日、大規模な防衛・セキュリティ総合展示会の開催が予定されている。

開催目的は、「日本で唯一の国際的な防衛・セキュリティ総合展示会として、他に類をみない大きな規模で産業全体を活性化させる懸け橋となる」としているが、人を殺す道具となる武器、それに準ずる兵器の見本市とも受け取れる内容となっている。

しかも、国際人道法違反に関わる軍需企業に商機を提供することは、供給された武器による戦争犯罪への共犯者となることに等しいことから、このような内容に、県有施設の場所貸しをしている自治体は、全国的にもなく、千葉県の非核平和千葉県宣言にも反する行為である。

よって千葉県知事に対し、幕張メッセで開催される大規模な防衛・セキュリティ総合展示会、いわゆる「武器見本市」の中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年 月 日

千葉県知事 様

千葉県流山市議会

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の中止を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は収まっておらず、国内はもとより、世界規模でのパンデミックがさらに拡大する恐れがある。また、新型コロナウイルスは数か月毎に変異するとともに、人を介して感染が拡大する。医療物資や財政規模が脆弱な国々を含め世界中から人々が集まり、「祭典」を通じて、各国へ帰還していくこととなり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が、世界規模での感染拡大を新たに引き起こす要因ともなりかねない。

ましてや「祭典」は、無観客となったとしても、多くのボランティアが参加し、ホストタウンや事前キャンプ地、パブリックビューイングなどに多くの人流が発生する。また医療従事者、消防救急隊などの人員確保も必要不可欠となり、感染症にとどまらず、熱中症等ひっ迫している医療現場、救急現場への大きな負荷となりかねない。

そもそも各国の感染状況による練習環境の違いや、ワクチン接種でも先進国と途上国の格差があり、「アスリート・ファースト」の立場からも開催条件がフェアとは言えない。

よって、政府等関係機関に対し、今年夏の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の中止を決断し、新型コロナウイルス感染症拡大を完全に抑え込むことに集中するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2021年 月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様

千葉県流山市議会

発議第 号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
流山市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。
令和3年 月 日提出

議会運営委員長 海老原 功一

提案理由 女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進することを目的とし、流山市議会会議規則中、会議の欠席に関する規定（第2条）及び委員会の欠席に関する規定（同規則第91条）の一部を改正するものである。

また、デジタル化政策の一環として政府が広く推進している押印の廃止の取組にならい、流山市議会会議規則中、請願書に関する規定（第139条）の一部を改正するものである。

流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故若しくはやむを得ない事情のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「前項ただし書の規定にかかわらず、」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故若しくはやむを得ない事情のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「前項ただし書の規定にかかわらず、」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。